

[学術論文]

中国帰国子女と家族への日本語教育

——1970年代に開始した村——

Japanese Language Teaching and Life Support to Returnees from China:
A Case Study of A Village in the 1970s

山 田 陽 子

Yoko YAMADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 9

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 9号
2008年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JUNE 2008

[学術論文]

中国帰国子女と家族への日本語教育

——1970年代に開始した村——

Japanese Language Teaching and Life Support to Returnees from China: A Case Study of A Village in the 1970s

山田陽子
Yoko YAMADA

要旨 本稿では、1970年代に中国帰国子女およびその家族への日本語教育を実践した村の施策とその特徴について検討を試みた。

調査地の村では、日中国交正常化以降に親とともに渡日した中国帰国子女の日本語支援を目的に「特別学級」と「社会学級」を開設し、日本社会への適応を目指した日本語教育を実践していた。ところが、普通学級（原学級）の一般児童生徒との交流を経て、帰国子女に対する日本語教育は次第に母語や母文化を尊重する「中国理解教育」へと発展していったことが明らかになった。

村を中心に、学校教師・事務員・保健師・村役場職員・村民などの多彩な人材ネットワークの形成がなされ、官民連携の教育実践がおこなわれた。日本語教育には、このように行政と教育関係者や地域住民が連携し、生活者の視点に立脚した言語施策の立案が大切である。

村が実践した中国帰国子女教育の成果を、現在および将来の外国人に生かすためには、日本語教育を外国人への「日本語支援」というミクロのとらえ方ではなく、生活全般を見据えたマクロ的な構想と心豊かで広い視野をもって、人間と人間の「交流教育¹⁾」と捉える、調査地の学校が実践したような視野の転換や拡大の必要性が確認された。

キーワード：中国帰国子女、1970年代、村、官民連携、施策、交流教育

はじめに

わが国においては戦後長い間、異文化をもつ人々たちへの日本語教育に関して、その施策が大々的に論じられることはなかったが、外国人の定住化が進行したことにより、群馬県大泉町や岐阜

県美濃加茂市などの集住都市をはじめ様々な外国人コミュニティを抱える地域で、議論が盛んになされている²⁾。

1972年の日中国交正常化以降、急増した中国帰国者も異文化をもつ人たちである。呼び寄せ家族を含むと日本に10万人は居住しているといわれる（蘭（2000）34）。彼・彼女らの入国により定着地の地方自治体では急遽、日本語教育の必要性に迫られた。今日においては、急増期は過ぎたものの中国帰国者の定着地の都市で、あるいは地域レベルでの受け入れ策の一貫として、国や県の研修センターをはじめ、NPO、地域ボランティアによる日本語支援がおこなわれている³⁾。

義務教育就学年齢の子どもたちには、学校教育の中で日本語支援が行なわれてきた。こうした中国帰国子女に対する日本語教育については、研究の蓄積があまり見られない。たとえば子女を受け入れた学校が報告書や提言としてまとめて保存し、いわゆる公的な場で議論されることがあまりなかったことがあげられる⁴⁾。中国帰国子女の教育をとらえたものに中西（2001）があるが、日本語教育そのものを扱っているのではなく、多文化共生社会を視座に学校教育のあり方を述べている。このように、中国帰国者や子女に関する研究は、主に多文化教育や国際理解教育という教育分野からのアプローチや在日外国人研究に包含された一研究領域として学際的に扱われ、主たる研究対象になることは少なかった。

しかしながら、中国帰国者の存在そのものが一般の国民に認識すらされていない1970年代に、中国帰国子女とその家族への日本語教育が地域社会で既に始まっていたのである。本稿は日中国交正常化以降、すなわち1970年代の学校教育における中国帰国子女および家族の日本語教育に関し、具体的な実践例を挙げて論じる。中国帰国者のみならず、現在および将来の外国人に対する日本語教育を考えるうえで、議論の基盤となる事例として位置づけることができる。

本稿は、以下に述べる調査地における2年間の筆者のフィールドワークと、同調査地の小・中学校で1970年代に開始された日本語教育の研究報告に依拠している。

1. 調査地の概要

調査地：長野県下伊那郡泰阜村

調査期間：2005年10月～2008年1月

泰阜村は長野県南端の山村で、19の集落からなる人口1,984人（2008年2月1日現在）の過疎村。昭和初期には5千人をこえる過剰人口にあえいでいた。そのため、国策に乗り中国東北部（「満洲」と呼ばれた）に分村を作るべく、多数の村民を開拓団として送り出した。

1939年、本隊が満洲国三江省（現在の黒龍江省）樺川県大八浪地区に入植した。次々と泰阜村から開拓民として満洲に渡り最終的には、277戸、1,174人の入植となった。泰阜村の人たちは満洲の広大な農地に夢を託した。しかし、実際は国策であり関東軍の戦略基地として国防の

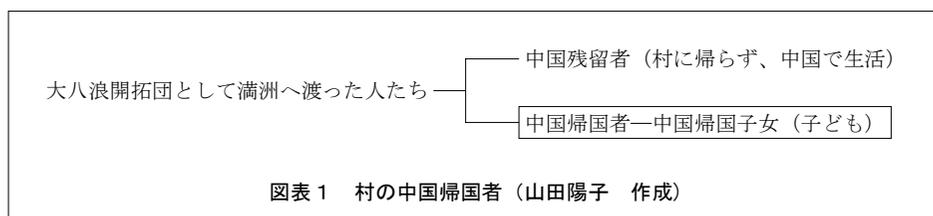
任を担うことになっていたのである。^{まんしゅうやすおかぶんそんたーぼらんかいたくだん}満洲泰阜分村大八浪開拓団は、まさにソ連との国境近くに位置していた。

終戦直前の1945年8月9日、ソ連軍の侵攻により、開拓団員家族には死の逃避行が始まる。多数の死者を出したが、生き残った人も飢餓や厳しい寒さに苦しんだ。日本に帰国できず、生き延びるために中国人家庭に入り、何十年もの長い間中国に残留せざるを得なかった。

1972年の日中国交正常化以降、帰国の道が開かれ、中国から村に帰ってくる人たちが本格化した。村は急遽、帰国者の家族、とりわけ子どもたちに日本語教育を施す必要に迫られた。中国語を話す教師を迎えて特別学級を開設し、小・中学校が連携して日本語教育をおこなうことになった。



(写真1 泰阜村の一集落 撮影 山田陽子 2007年3月)



2. 用語の説明

まず、本稿で使用する主要な用語を整理しておきたい。

中国帰国子女

中国帰国者が連れてきた子どもは、一般に「中国帰国子女」と呼ばれる。中国帰国子女という呼称は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第2条

第1項に規定する「中国残留邦人等」のうち、「日本に帰国した者（帰国の時期は問わない）の児童生徒」を指す。小学生を「中国帰国児童」、中学生・高校生を「帰国生徒」とも呼ぶ。中国語を話し、中国文化で育っている。「中国帰国子女」の「子女」は、「子ども」の意味で使用し、決して差別的なことばの使用法ではなく男女両方を指す。本稿では、村役場資料にならい、「中国帰国子女」を使用するが、略して「帰国子女」および「子女」と記述する。外国に暮らしていた日本人海外駐在員の子どもは「海外帰国子女」と一般に呼ばれ、中国帰国子女とは区別される。

中国帰国者

一般的に日本に永住帰国した中国残留日本人（中国残留孤児、中国残留婦人等）およびその親族等を指す。これまでに永住帰国した「中国帰国者」は、6,350名、家族を含めた総数は20,344名（平成19年10月、厚生労働省資料）である。国費帰国者は国によって人数が把握されるが、自（私）費によって渡日する者の数は不明である。中国残留日本人の親族等は、中国残留日本人に同行して渡日する場合と、後日呼び寄せられて渡日する場合がある。

3. 1970年代に村の学校で行われた日本語教育

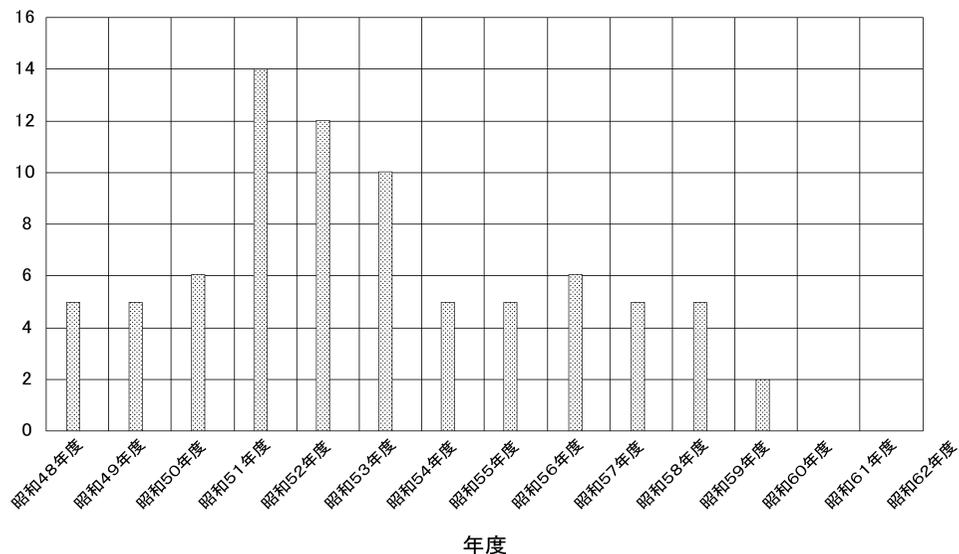
1972年の日中国交正常化が契機となって、中国残留孤児、残留婦人が日本に帰国する道が開かれた。彼・彼女らが帰村後に最も困ったのが「ことば」の問題であり、真っ先に心配したのが子どもの教育のことであった。しかし、この時代に国や県レベルの日本語教育に関する施策は何もなかったため泰阜村の学校では試行錯誤しながら、日本語教育を開始したのである。

村は、中国帰国子女が日本語教育を受ける機会を確保するため、様々な施策を講じてきた。その概要を以下項目別に述べる。

（1）特別学級の開設（1973年）

日本語習得を中心に据えた特別授業を行う特別学級が小学校に（1974年には中学校にも）開設された。学校の教師には「特別教育研修会」を開催し、日本語教授法の基礎を学ぶ機会を設けた。中国帰国子女の個々の学力や能力に応じて普通学級と特別学級を併用することで一般児童生徒との交流の機会を増やす工夫をした。子女が週に何時間か日本語を中核とした指導を受ける特別学級に対して、本来所属する普通学級を「原学級」とも呼ぶ。特別学級開設により、子女に個別の指導を行うことができたため日本語習得が促進された。それは、1970年代の帰国子女数が毎年数名ほどであったため、教師が臨機応変に対応できたからともいえる。仮に、大人数で一度に入級すれば、教師の人数を増やさない限り個別指導は困難であったと思われる。

中国帰国子女と家族への日本語教育



図表2 中国帰国子女数 (山田 (2007a) 718頁をもとに作成)

中学校で中国帰国子女が1週間に受けた授業の時間割はおおむね下記のものであった。

(特は「特別学級」、体は「体育」、道は「道徳」、○は教科、数字1～6は1限～6限)

	月	火	水	木	金	土
1	○	特	特	特	○	特
2	特	特	特	○	特	○
3	体	○	体	○	体	○
4	特	○	○	○	○	○
5	特	○	○	○	特	特
6	学	○	道	○	○	○

図表3 時間割 (泰阜中学校資料をもとに作成)

普通学級での学び

中国帰国子女は、ある授業になると教師の指示で特別学級から普通学級に入級して、一般児童生徒とともに普通学級の授業を受ける。

普通学級で学ぶことにより、子女の経験は豊かさを増し、社会性やコミュニケーション能力が高まるという効果が期待できる。さらに少人数学級では得られない人間関係の広がりや学習意欲の向上にもつながる。

また一方、一般児童生徒の側も帰国子女に対する認識や理解が深まるとともに、思いやりや寛

容の精神が育まれるというように、普通学級での交流学習は双方にとり有意義な教育実践である。逆に普通学級の一般児童生徒が子女の特別学級に入って、子女と同じ授業を受けるようにするなどの方法が考案されれば、真に対等の交流学習といえるであろう。こうしたことに配慮をしながら指導できれば、二学級併用方式による交流をとおして、一般児童生徒が子女と「友だちになろう」という仲間意識を育てることができる。

たとえば、帰国子女が一般児童生徒に自分の境遇を理解してほしいと書いた「私と中国」という作文を普通学級で発表したところ、子女の苦しみや悲しみを共有することができた。それと同時に子女の境遇を一般児童生徒が理解し、思いやりの態度が養われたことが確認されている。作文を発表した子女も、自分の現実に敢然と立ち向かうポジティブな姿勢が育っていった。このような特別学級と普通学級の交流学習から発展した交換日記、級友の励ましなどは子女の学習意欲の向上に有効であった（泰阜南中学校（1989）6）。

（2）中国で教職経験のある教師の配置

日本語と中国語の両言語が堪能な教師を専任として特別学級に配置した。これにより、中国帰国子女は安心して学習に励むことができた。特に泰阜村で配置された教師は、旧満洲において教職経験があったため、子女に対する知識や理解が深く、さらに子女の心情までも思いやることができた。

（3）就労のための日本語支援

泰阜村は毎年、帰国者の現況と対策、学校教育の現場報告、雇用の現状、就職指導に関する会議を開き、その中で帰国者の就職希望を聞く機会を設けた。さらに村長は各関係機関に次のような文書を送って就職の協力を仰いだ。

「本村には、中国引揚者が多数帰国しておりますが、日本語がわからず生活習慣の違い等により、日本の生活に大変不自由をしておりますので、子どもたちには特別学級で学校教育を行い、大人の人たちには社会学級を開設、言語生活に必要な指導を行なっておりますが、この人たちが適応する職業について定着できるように指導することも大切なことでもありますので、関係機関にお集まりいただき、ご指導ご研究いただきたいのでご出席ください。」（村役場資料より）

このように、国の支援策がおこなわれていない1970年代から村が地域の関連諸機関に呼びかけて、就労支援のための日本語習得について総合的に検討する場を設けたのである（山田（2007）709）。

(4) 引揚者による言語サポート

先に中国から引き揚げてきた日中両言語に堪能な村民を通訳として委嘱し、中国帰国者が医療機関で受診する場合や福祉事務所が家庭訪問により助言、指導および援助する場合に同行して通訳を行うことで意志の疎通をはかることができるようになった。このサポートによって、帰国者が信頼して病状や悩みを伝えることができるとともに、村民と平等の情報が得られ、定住生活の大きな手助けとなった。引揚者は帰国者と同じ戦後体験を有する先輩として、中国帰国者の日本語指導と生活指導に尽力したからである。

(5) 帰国子女教育研究協力校指定による体系的な日本語教育

泰阜村の小学校は、1975（昭和50）年度に文部省（現、文部科学省）の帰国子女教育研究協力校に指定された。また中学校は、1976（昭和51）年度に指定を受け、小・中学校連携のもとで中国帰国子女教育は本格化していくことになる。小学校の文部省指定第1期の教育は「生活への適応指導を中心とした日本語指導」を基本方針とし、第2期の教育は、基本方針は1期と変わらないが、個々の子どもの能力に適した普通学級での学習指導と、基礎・基本の学習をより確かに身につけるための特別学級での個別指導を併用した。第3期の教育は「生活に適応し、積極的に学習にとりくむ子どもをめざして」、第4期の教育は「完全普通学級における相互の磨き合いによる指導」を基本方針とし、普通学級における子ども同士、教師と子どもの磨き合いによる指導を実践した。

このように研究校指定による補助金支給を受け、報告書作成のために基本方針を明確に定めて研究体制を整えることが可能になった。

(6) 日本語指導に関する「反省会」開催

職業訓練中の父親、生活指導を受けている母親、特別学級の子どもたちなど一家全員が1カ月間に1度くらいをめぐりに学校に集い、これまでの反省点や生活方針等について話し合う機会をもうけた。日本語指導の反省会により、問題点を洗い出したところ、村役場担当者と帰国者を指導した特別学級講師からは「ことばが通じないことから意思の疎通を欠いたこと」や理解ができない帰国者に対して「根気よく指導する必要がある」等々の報告がなされ、改めて帰国者に対する日本語教育の困難が浮かび上がった。

しかし、そのような中でも泰阜村で生まれた中国残留孤児二世の配偶者である明美（仮名）さんは、生活の中で少しずつ日本語を身につけ、長野県内帰国子女らの日本語指導や地域住民への中国語指導をするまでになった。帰国した当初、周囲に親類や知り合いがなく、ことばや買い物の仕方、生活習慣を一から教えてくれたのは地域の住民であったという。その人たちへの感謝の気持ちが行動の源になっている（山田（2007a）723）。

このように村民と中国帰国子女一家は、日本語指導者と日本語学習者という画一的な関係を越え、同じ村に生活する者として、相互扶助の精神をもって（山田（2007a）722）交流を深めた。

（7）社会学級の開設

学校教育を受ける子どもたちはまだしも、親の方は全く日本語能力の向上がはかられず、家庭では家族全員が中国語の生活を送っていた。そのため、子どもだけではなく、親も含めた家族全員の指導が必要であることに学校教師は気づいた。せっかく学校で覚えた日本語を、家族間で全く使用せずには、学習効果が上がらない。そのため家族ぐるみの教育を目的に社会学級が開設され、週2日2時間単位で生活のための日本語を中心に指導がおこなわれるようになった。

社会学級では、帰国子女の特別学級担当講師が自宅から井、茶碗、皿、急須、湯飲み茶碗、椀など食器一式を持ち込み、食器棚に並べ、それを教材にして生活日本語を一つずつ丁寧に繰り返し指導した。現物を見せながら何度も練習することで、学習者の理解が早くなり、動詞と動作があるいは名詞と食器の名前が一体となって頭に入り、日本語習得を促進する結果となった。これを機に、実物教材の使用が帰国子女の家族には効果的であることが認められ、日本語指導に活用されるようになった。

社会学級における家族全員の日本語教育により、家庭での親子間に生じるコミュニケーションギャップという問題も防ぐことができ、家庭生活や学校生活に自信がもてるようになった。

（8）「中国理解教育」

中学校では、「村と中国との関係」について一般生徒がどの程度の知識をもっているのかを調べる実態調査を行なった。

質問項目：

1. なぜ村に中国から来た人がいるのか知っていますか？
2. 「満洲開拓団」という言葉を聞いたことがありますか？
3. 家の人や親戚のなかに「満洲開拓団」で行った人がいますか？
4. 村と中国との関係で知っていることを書いてください。

この調査から、生徒が村と中国との関係や村の歴史を知らないことが明らかになった。そこで、授業の中で村の歴史を満洲開拓団送出から敗戦後の悲惨な逃避行に至るまで、包み隠さず教えることにした。一般生徒も歴史を知ることによって帰国子女の生育環境への理解が徐々に深まるとともに母語や母文化を尊重する大切さにも気がついた。中国語と中国文化を背景にした子女と一般児童生徒がともに学び、ともに高めあう、それが学習意欲の向上につながっていく。学校は、帰国子女を受け入れたことで、他の子どもたちの気持ちに配慮し、子女と一般児童生徒の両者をサポー

トすることに努力した。中国帰国子女が日本社会に適応し変容してだけでなく、一般児童生徒も影響を受け少なからず変容する。ここに一般児童生徒、すなわち異文化をもつ人を受け入れた「日本人側」の理解の重要性が示される。

中国帰国子女は、次第に自己の生い立ちに自信をもって中国での生活を語り、中国語や中国文化を一般児童生徒に教えるようになるなど、学校のシステムに慣れるに従い、人的リソースとしてなくてはならない存在になっていく。すなわち一般児童生徒が、帰国子女に学ぶ機会が増えていったのである。子女のもつ個性や特質を教師が引き出したことで、将来の日中の架け橋となる人間の育成にもつながった。子女の母語・母文化を認めたことで、一般児童生徒が国際感覚を身につけ、これにより子女も自信をもつことができた。このようにして帰国子女を受け入れたことにより、子女と一般児童生徒との相互啓発が顕著に認められたのである。

(9) 中国帰国者交流会

村に定着した50余人の帰国者が安心して暮らせることを願い、帰国者と村民との交流会が開催された。帰国者にとっては、村内の人との、あるいは帰国者相互の情報交換が貴重であった。帰国者および子どもたちから日本語による「生活体験発表」が行われ、交流が目的ではあるものの、村にとっては帰国者支援のあり方を検討する場となった。

(10) 問題が生じたときの対応策

帰国子女に問題が生じたときには、すぐさま帰国子女家族と学校長、担任教師、特別学級講師、教育長、教育委員会、村役場福祉課、中国帰国子女指導経験のある教育関係者との会議が設けられ、課題や対応について協議した。帰国子女を担当した教師から「家庭」と「地域」と「学校」の三者が相互の考え方を伝え合い理解する重要性が指摘された。問題点をそのまま放置しないで、速やかに対応したことが有効であった。しかも、家族と学校関係者だけの話し合いではなく、教育と福祉の関係者が全員集まり、徹底的に議論したことが問題解決につながった。

交流教育

本稿で取り上げた泰阜村における1970年代の日本語教育の施策に関して、特徴をあげると次のようになる。

まず第1に、小・中学校が文部省の研究協力校指定を受けたことにより、体系的な施策を実行に移すことが可能になったことである。

初期は日本社会への適応指導を目指した日本語教育であったが、母語や母文化を尊重する「中国理解教育」へと発展していった。母語保持教室は存在しないが、中国語を話せる専任教師が指導にあたったことで、中国帰国子女の安心感につながり、ひいては子女の母語によるアイデンテ

ィティ尊重につながっていった。この「中国理解教育」もその観点から、村の児童生徒と双方向的で対等な（宮島（2003）12）共存をはかる日本語教育に関する施策のひとつと考えられる。民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言第2条（マイノリティ権利宣言、1992年12月、第47回国連総会採択）によれば、民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者は、私的に及び公に、自由にかついかなる形態の差別もなしに、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、及び自己の言語を使用する権利を有することが確認されている。中国帰国子女の文化を排除せず、また中国語の保持の大切さを認めたことで相互理解や信頼感がより深まっていった。それほど移民にとっての母文化や母語使用の権利は定住のための重要なファクターである。今日では、浜松市の「外国人児童学習サポート教室」のように、日本語とポルトガル語のバイリンガル教育によって基本教科（国語、算数、理科、社会）を中心とした学習支援が行なわれるなど自治体が母語保持教育に理解を示すところも出てきた（河原・野山（2007）23）。

泰阜村の中学校では、中国から一時帰国した人たちと交流会を開き、生徒も教師も全員が中国語で自己紹介をおこなうと、一時帰国者から大きな拍手がおき、心が通じ合った気がしたと生徒は述べている（泰阜南中学校（1993）140）。

続いての特徴として、日本語教育の担い手が、担任教師、特別学級講師、村役場職員、小・中学校事務職員、栄養士、養護教諭、保健婦（現、保健師）、村民など多彩な人たちであることが挙げられる。すなわち「官民連携」で実践した日本語教育の先駆的事例といえる。学校を拠点として、国際化は地域社会へと波及していった。このような学校と地域社会との連携の必要性は、今後ますます増大するであろう。泰阜村のような過疎村における人材ネットワークの形成は、地域に生活する外国人への日本語支援のありようを示すものである。

さらに中国帰国子女を迎えた学校では「教室の国際化」により、児童生徒が自然と互いの文化を学び、取り入れることができた。一方、子女はただ支援されているだけではなく、中国での生活を披露し、一般児童生徒に中国への理解を促進する役割を積極的に果たしている。これにより一般児童生徒は日中両言語や文化に関心を持つようになり、自ずと帰国子女への理解も深まるといふ相乗効果を生み出した。日本語だけであった教室に中国語という異なる言語が流入したことにより、「教室の国際化」のみならず、多様な言語と文化がもたらす「教室の豊饒化」も生まれたのである。

ここで学んだ中国帰国子女が外国人への支援の担い手として成長を遂げるなら、日本語教育の人的資源としても大きく貢献するであろう。たとえば、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の対象活動である「日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成」（文化庁）などが、まさにそれである。

第3の特徴は、人と人との「交流」を常に考慮し意識した教育であったことだ。普通学級での

中国帰国子女と一般児童生徒との交流、村役場職員や保健婦など村民が教師となった社会学級での学び、帰国者と学校関係者および村民との懇談会、中国帰国者交流会での生活体験発表など、日本語教育をめぐる多様な施策が継続して案出され実行に移された。いわば、日本語教育を「ことば」だけの教育として実践したのではなく、生活領域に拡大し、さらに生活する人間同士の「交流教育」へと発展させた。一過性のものとしてではなく、継続性のある「終わりなき交流」である。

国においては、1994年10月1日、円滑な帰国促進と永住帰国者の自立支援をより一層確かなものにするために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が施行（制定は4月6日）されることになった。この法律によって円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立支援を目的とすることがようやく明確に規定され、自立に必要な施策が国や地方自治体の責務となったのである。この国の政策に先立つこと約20年、このような制度を泰阜村は村独自ですでに決定していたのである（山田（2007a）706）。

手厚い支援策がとられた背景には、帰村した中国残留孤児がもともと、この村の出身者であり、身元未判明孤児ではなく身元判明孤児であることが挙げられる。村の人たちにとって彼・彼女らの帰国は、幼馴染の帰還なのである。いわゆる、帰国者全員が「顔の見える人たち」という特殊性が一因であるとはいうものの、日本語の指導者・支援者意識からではなく、同じ村民として、同じ人間として相互扶助の精神で学び合うことの重要性は、今日の外国人との共生においても指針とすべきことである。

おわりに

全国各地に分散して定着した中国帰国者の中には、中国帰国者定着促進センター⁵⁾における数カ月の研修後、日本語の学習機会を継続して獲得できなかった人たちも多数存在する。そういう意味において、中国帰国者の各定着地における言語保障は「格差」を生み出した。どの地域においても均等な言語保障の機会を獲得できることと母語・母文化尊重という両輪の施策を統合した支援策が望まれる。親子間にコミュニケーションギャップを生じさせないためにも、母語保持および家族全員に対する日本語教育は重要である。

日本語教育に関しては泰阜村の例を挙げるまでもなく、国より民間が、また国より地方自治体や地域社会が先駆けて施策を案出し実行してきた。今後は、国家のリーダーシップのもと、日本語教育に関する施策を整備し充実させて、外国人や異文化をもつ人たちへの万全の言語保障策にしていかなければならない。これまでの均質性の強制から多様なものの共生へのパラダイム転換が図られ、新しい社会統合の原理が求められている（言語権研究会（1999）12）今日、早急に対策を講じる必要がある。外国人集住コミュニティでは、行政の確固たる言語施策がないまま、地域の国際化の方が先に進んでしまい、ことばの問題が顕在化しているからである。

そのような問題を解決するには、異文化をもつ人たちが「日本で生活する人たち」であるということを経験し、念頭に置いた日本語教育の施策が重要となる。日本語を学ぶことが、学習者にとって日本での生活範囲の拡大に直結していくことが望ましい。そのためには日本語教育を、外国人への「日本語支援」というミクロのとらえ方ではなく、生活全般を見据えたマクロ的な構想と広い視野をもち、人間と人間との心豊かな「交流教育」ととらえる、泰阜村の学校が中国帰国子女を対象に実践したような視野の転換や拡大が必要である。

今後にもさらに増加が予想される外国人に対する日本語教育の施策を検討するうえで、本稿で取り上げた1970年代からの日本語教育の取り組みから得た知見を生かしつつ、外国人と地域住民との双方が磨きあい、高め合える「交流教育」を課題として、その「交流」の意義や目的に注意を払いつつ研究を継続していかねばならないと考える。

<注>

- 1) 「交流教育」という障がい児教育の分野で使われる概念がある。障がいのある児童生徒に対して、障がいのない人たちとの様々な社会体験をとらえて、豊かな人間形成をはかる教育活動をいう。本稿で述べる「交流教育」は、「広範な社会における人間関係をとりえ、生活者としての人間と人間の交わりを重視し、相互に深く洞察し、ともに学びあう教育活動としての日本語教育」を意味する。
- 2) 外国人集住都市会議や自治体、国際交流団体の議論など。
- 3) 中国帰国者支援・交流センターや地域日本語教室など。
- 4) 文部科学省研究協力指定校が研究成果をまとめた報告書は学校内に保存されているが、学校外で一般に公開され議論の対象となることはあまりない。
- 5) 帰国直後の孤児世帯に対して、4ヵ月間（現在は6ヵ月）の基礎的な日本語教育や基本的な生活指導を行い、定着後、早く自立できるようにすることを目的に、1984（昭和59）年、「中国帰国孤児定着促進センター」として埼玉県所沢市に開設された施設である。その後、1994（平成6）年4月、中国残留婦人等の受け入れに伴い、名称を「中国帰国者定着促進センター」に変更した。全国11箇所開設されたが、現在は帰国者世帯数減少に伴い、所沢市と大阪市の2箇所になった。

【参考文献】

- 蘭信三編（2000）『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- アン・ルイス著、嶺井他訳（1999）『障害のある子とない子の交流教育』明石書店
- 河原俊昭・野山広編著（2007）『外国人住民への言語サービス』明石書店
- 言語権研究会編（1999）『ことばへの権利—言語権とはなにか』三元社
- 黄英蓮・依光正哲（2004）『中国帰国者2世・3世の日本への移住と就労』一橋大学大学院ディスカッション・ペーパー
- 東京学芸大学海外子女教育センター（1993）『共生社会の教育—帰国子女教育研究プロジェクト中間報告—』同センター
- 中西晃（2001）「中国帰国子女の教育—多文化共生に向けての学校教育」天野正治・村田翼夫編『多文化共生社会の教育』玉川大学出版部

- 長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南小学校（1983）『中国帰国子女教育10年のあゆみ』長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南小学校
- 長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南中学校（1993）『閉校記念誌、泰阜南中学校四十六年の歴史』長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南中学校
- 長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南中学校（1989）『中国引揚者子女教育研究実践記録第七集、昭和63・平成元年度』長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南中学校
- 長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南中学校（1976）『創立三十周年記念誌』長野県下伊那郡泰阜村立泰阜南中学校
- 平高史也（2005）『総合政策学としての言語政策』慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科、総合政策学ワーキングペーパーシリーズNo. 83
- 宮島喬編集（2003）『岩波小辞典、社会学』岩波書店
- 山田陽子（2008a）「村ぐるみの日本語教育—1970～80年代の中国帰国子女への地域支援として—」『2008年度日本語教育学会春季大会予稿集』日本語教育学会
- 山田陽子（2008b）「分断される『中国帰国者』と連帯性の希薄化—地域住民への聞き取り調査を通して—」名古屋多文化共生研究会『多文化共生研究年報』第5号
- 山田陽子（2007a）『『中国帰国者』の定着自立援護—生活支援と子女教育』編集委員会編『満洲泰阜分村—七〇年の歴史と記憶』不二出版
- 山田陽子（2007b）『『中国帰国者』二世の適応に関する一考察—二世女性の語りから—』村井忠政編著『トランスナショナル・アイデンティティと多文化共生—グローバル時代の日系人』明石書店
- 山田陽子（2007c）『『中国帰国者』と身元引受人制度—中国残留孤児の日本への帰国をめぐる—』名古屋市立大学大学院『人間文化研究』第8号
- 山田陽子（2006a）「中国帰国者の日本語習得と雇用—国家賠償請求訴訟における帰国者の陳述および身元引受人の語りから—」名古屋市立大学大学院『人間文化研究』No. 5
- 山田陽子（2006b）『『生き残りの兵士となった』身元引受人の語り—戦争体験と「中国帰国者」への奉仕活動を中心に—』第4回日本オーラル・ヒストリー学会、年次大会発表資料

名古屋市立大学大学院人間文化研究科博士後期課程学生

（研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する、2008年4月8日付）。